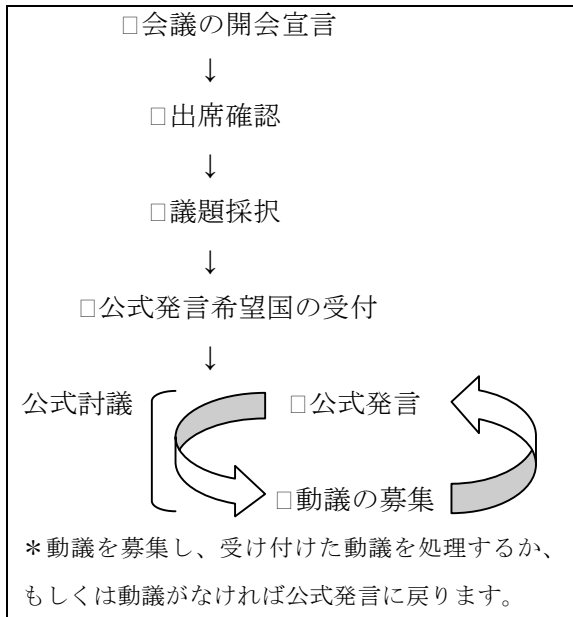


プロシージャーマニュアル

会議の大まかな流れ

□第1会合[the First Meeting]□



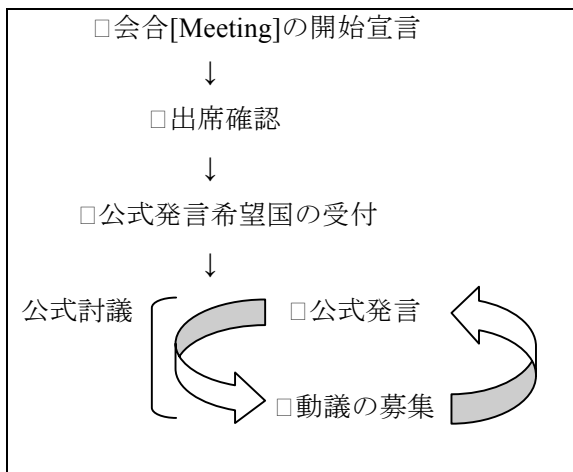
* 動議の募集において「□会合の延期 [Adjournment of the Meeting]」が提案され可決された場合、Meeting は終了します。

* 動議の受付において「□討議の終了 [Closure of the Debate]」が提案され可決された場合、もしくはスピーカーズリストに載っている公式発言希望国が全て公式発言を行い、リストが消化された場合は、投票行動に移行します。

* 必要に応じて、HP にアップされている映像資料等合わせてご確認ください。

<http://jmun.org/gc/gc/approach.html>

《第2会合[the Second Meeting]以降》



□各項目の前にある番号は、次ページの説明の番号を指します。

議事進行詳細

<p>□ 会期の開会 [Opening of the Session]</p>	<p>議長が木槌を 2 回たたき、会期の開会の宣言が行われます。これにより会期が始まるとともに、第 1 会合 [The First Meeting] が開会されたこととなります。</p>
<p>□ 会合の開会 [Opening of the Meeting]</p>	<p>第 2 会合以降は、議長が 2 回木槌をたたき会合の開会を宣言することにより、会合が開会されます。</p>
<p>□ 出席確認 [Roll-Call]</p>	<p>議長により出席国の確認が行われます。アルファベット順に国名が呼ばれるので、プラカードを挙げ、"Yes!" または "Yes, present!" と答え、議長に出席の旨を伝えます。遅れてきた大使は、議長に遅れて参加した旨を書いたメモを送ることで、出席を伝える必要があります。</p>
<p>□ 議題の採択 [Adoption of the Agenda Item]</p>	<p>議題の採択をします。反対がなければ、その議題について話し合うことが決定されます。今回の会議では、議題が 1 つしか設定されていないため、形式的に議題の採択に関して議長が「No objection?」と尋ねる。</p>
<p>□ 公式発言希望国の募集 [Opening of the Speaker's List]</p>	<p>公式討議中に公式発言 [Speech] を希望する大使は、この時にプラカードを挙げます。そして議長の裁量により、発言国名簿 (スピーカーズリスト) に順番に登録されます。ここで登録された順に公式発言を行います。</p>
<p>□ 公式発言 [Formal Speech]</p>	<p>各国大使がスピーカーズリストの順番に従い、自国の政策、公式見解や意見などを表明することができます。</p>
<p>□ 動議の募集 [Motions]</p>	<p>公式発言が終了するごとに、議長は各国大使に対して各種動議の募集を行います。動議の提出によって、会議は進行します。</p>
<p>□ 会合の延期 [Adjournment of the Meeting]</p>	<p>会合の予定終了時間を迎えると、議長の提案や動議の募集時になされる各国大使の提案により、会合が閉会されます。会合の延期が決定されると、議長が木槌を 2 回たたき会合の延期を宣言することにより、会合が閉会します。</p>
<p>□ 討議の終了 [Closure of the Debate]</p>	<p>動議の募集時に討議の終了を提案する動議が出されて可決された場合、討議は終了し、投票行動へと移ります。なお、スピーカーズリストに国名がなくなった場合、自動的に投票行動へと移行します。</p>

動議に関する手続き

公式討議中において、各国大使は議事進行や文書提出などに関する提案をなす際、動議を申し出るといふ形で行ないます。

提案がある大使は、議長が随時行う動議の募集(Are there any other *points or motions? と議長が聞く)の際、自国のプラカードを挙げ”Motion!”と言い、議長に発言の許可を求めます。

議長は、動議を申し出た国を順番に指名し終えた後、動議の募集を締め切ります。その後、指名した順に各国に対し発言の許可を与えます。そして、指名された大使は、提案する動議の内容を説明します。

その動議を受理するために投票による可決が必要な場合は、挙手による投票に付されません。

動議の採択に関しての投票は、手続的事項[Procedural Matters]に関する投票であるため、実質的事項[Substantial Matters]に関する決議案の投票などとは異なり、賛成・反対のどちらかの意思表示しかできません(つまり、棄権は認められません)。

なお、動議を提案した大使は、その動議が投票にかけられる前であれば、動議を撤回する[Withdraw]ことができます。撤回は、他の大使が自分の申し出ようとしていた動議と同じ動議を既に申し出た時などに用います。その際、議長から指名された際に”We would like to withdraw our motion.”と発言します。

* points に関しては後述します。

動議一覧

□議事進行に関わる動議□

動議[Motions]	説明	可決条件
モデレートコーカス [Move for Moderated Caucus]	<ul style="list-style-type: none"> ・ Moderated Caucus に移るための動議です。すぐに投票に付されます。 ・ この動議を挙げる際には、その Caucus の目的を示す必要があります。 ・ Moderated Caucus では、議長が各国大使を順番に指していき、各国大使は共通のテーマについて自国の主張を簡潔に述べます。 ・ [Country name] would like to move for a XX-minute moderated caucus with a XX-second speaking time to discuss~~~. 	過半数

アンモデレート コーカス [Move for Unmoderated Caucus]	<ul style="list-style-type: none"> ・ Unmoderated Caucus に移るための動議です。すぐに投票に付されます。 ・ Unmoderated Caucus では、各国大使は自由に席を立って、交渉を行ったり、決議案を作成したりと自由に時間を使うことができます。 ・ [Country name] would like to move for a XX-minute unmoderated caucus. 	過半数
会合の延期 [Adjournment of the Meeting]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会合の延期を提案する手続動議です。すぐに投票に付されます。 ・ この動議が受理されると、その会合は次回まで延期されます(会合[Meeting]終了時に使われます)。 ・ [Country name] would like to move for the adjournment of the meeting. 	過半数
会期の延期 [Adjournment of the Session]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会期の延期を提案する手続動議です。すぐに投票に付されます。 ・ この動議が受理されると、その会期は次回まで延期されます(会議の終了時に使われます)。 ・ [Country name] would like to move for the adjournment of the session. 	過半数
討議の停止 [Close of the Debate]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 討議の終了を提案する手続動議です。 ・ この動議が受理されると、討議は終了し、自動的に投票行動に移ります。ただし、決議案が何も出ていない状態において、この動議が可決されると、そのまま会議が終了してしまいます。 ・ 投票に移る前にこの動議に反対する 2 カ国にスピーチが認められます。 ・ [Country name] would like to move for the closure of the debate. 	3 分の 2 の 賛成

□文書提出に関する動議□

決議案の提出 [Introduction of a Draft Resolution]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決議案を公式に議場に提出する動議です。 ・ 投票には付されず、自動的に受理されます。 ・ 決議案の提出には、一定数以上の提案国[Sponsor]と提出国[Signatory]が必要です。提出の際には、決議案に関する <u>60 秒以内</u>の説明が許可され、議長によって文書番号が振られます。
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ [Country name] would like to submit [introduce] our draft resolution officially to the floor.
(友好的)修正案の提出 [Introduction of a Friendly Amendment]	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある決議案の友好的修正案を公式に議場に提出する動議です。 ・ 投票には付されず、<u>元の決議案の全提案国による賛成(修正案提出への同意)</u>が確認された後、自動的に受理されます。 ・ 提出の際には、修正案に関する 60秒以内の説明が許可されません。この動議が受理されると、自動的に決議案は修正され、議長によって新しい文書番号が振られます。 ・ [Country name] would like to submit [introduce] our friendly amendment officially to the floor.
決議案・修正案 提出の撤回 [Withdrawal of a Draft Resolution/Amendment]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度公式に議場に提出された決議案・友好的修正案を撤回する動議です。 ・ 投票には付されず、当該決議案・友好的修正案の全提案国の同意が確認された後、自動的に受理されます。ちなみに、友好的修正案については、提出の動議が受理された時点で、元の決議案を修正した修正済み決議案として新しい文書番号が振られるため、友好的修正案のみを撤回することはできません。 ・ [Country name] would like to withdraw our draft resolution (or friendly amendment) officially from the floor.

□公式発言に関する動議□

発言国名簿の閉鎖/再解放 [Closure / Reopening of the Speaker's List]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言国名簿の閉鎖・再解放を提案する手続動議です。 ・ すぐに投票に付されます。 ・ 閉鎖の動議が受理されると、発言国名簿は閉鎖され、新たに国を発言国名簿に登録することはできません(つまり、その時点において発言国名簿に登録されている国以外は、公式発言ができなくなります)。 ・ 再解放の動議は、既に発言国名簿が閉鎖されている時にのみ提案され、受理されると再び発言国名簿への登録が可能となります。 ・ [Country name] would like to move for the closure / reopening of the speaker's list. 	過半数
---	--	-----

□申し立て[Points]□

<p>議事進行に関する申し立て [Point of Order]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長に対する、議事進行に関する異議申し立てを行います。 ・ Point of Order!
<p>議長に対する質問動議 [Point of Inquiry]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長に対して、議事進行に関する質問を行います。 ・ Point of Inquiry!
<p>円滑な会議を享受する権利に関する申し立て [Point of Personal Privilege]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長に対して、他国のスピーチが聞こえない、議場がうるさいなど、各国が会議に参加する上で不都合を被った際、それらを議長に伝えます。 ・ Point of Personal Privilege!
<p>公式発言に対する質問 [Point of Information]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発言者に対する質問を行う動議。 ・公式発言国が余った公式発言時間を質問時間に委譲する場合、他の国はこの申し立てにより公式発言国に対し質問ができます。 ・ Point of Information!

動議の優先順位

同時に複数の動議が提出された場合、議長は全ての動議の内容を聞いた後、以下の優先順位に従って処理します。また、同じ種類の動議の間の順番については、基本的に提出された順に投票かけられます。ただし、複数の Moderated/Unmoderated Caucus の動議が挙げられた場合は、時間のより長い動議から優先して投票かけられます。

□優先順位□

1. Point of Personal Privilege
2. Point of Order
3. Point of Inquiry
4. Point of Information
5. Motion for Submission / Withdrawal of Documents
6. Motion for Unmoderated Caucus
7. Motion for Moderated Caucus
8. Motion for Closure of the Debate
9. Motion for Adjournment of the Meeting/ Session
10. Limitation of the Time of Speech
11. Closure / Reopening of the Speaker's List

ただし、議長が会議の議事進行に対して有益または必要と判断した場合は、議長裁量により動議を投票に付す順番を変更することができます。

なお、動議の受理により非公式な状態に移行した場合、別に「討議の終了[Closure of the Debate]」などの動議が提案されていたとしても、その動議は無効となります。なぜならば、非公式な状態から公式討議に戻るとすぐに公式発言へと移行することとなっているからです。そのため、動議の募集時に再度提案しなければなりません。

その他のルール

公式発言の委譲 [Yielding Time]

各大使は、それぞれに与えられた発言時間を以下の 2 つの手続きにより委譲することができます。

他の大使への委譲 [Yielding Time to Another Delegate]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他国の大使へ発言時間を委譲します。 ・ 事前に議長に対して委譲する大使の国を伝える必要はありません。また、委譲された大使が、委譲した大使を含む他国の大使に対し、再度委譲を行うことはできません。 ・ [Country name] would like to yield the rest of my time of speech to the distinguished delegate of [country name].
質問動議への委譲 [Yielding time to Point of Information]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言時間の残りの時間を、他国から質問を受けることに使うこともできます。 ・ 質問は、1 カ国からのみであり、議長が議場から募集します。質問を行いたい大使は、Point of Information を使います。複数の Point が上がった場合は、議長が 1 カ国を指名します。質問に答える時間は、残りのスピーチ時間です。 ・ 事前に委譲を行うことを議長に伝える必要はありません。 ・ [Country name] would like to yield the rest of my time of speech to point of information.

答弁権の行使 [Right of Reply]

他国の公式発言の中に、自国の威信を傷つける内容や、事実とは異なるような自国に関する内容が含まれていた場合、答弁権の行使が認められています。

答弁権の行使を認めるかどうかは、議長裁量に任されています。議長が答弁権の行使を認めた場合は、答弁権を行使する大使は 60 秒以内のスピーチが行えます。なお、答弁権の行使が認められるのは該当するスピーチの直後のみにおいてであり、また、当事国以外が答弁権を行使することはできません。

投票行動

投票行動に関する手続き

発言国名簿に記載されている全ての大使の公式発言が終了するか、討議の終了[Closure of the Debate]を提案する動議が動議の募集時に提案され受理されると、会議は投票行動に移ります。

議長が投票行動の開始を宣言すると、これ以降は議場への入退場はできなくなります。またメモを使用することも許されなくなります。

決議案に対する投票に移ると、基本的に文書番号の順番に従い、1つずつ決議案の投票が行われます。具体的には、投票方式に関する提案の募集が行われた後、決定された方式に従い決議案に対する投票が行われます。

過半数の賛成で決議は採択されます。また、複数の決議案が可決されることもあります。しかし内容の矛盾した決議案が投票にかけられる場合、一方が可決されるともう一方の決議案は投票に付されずに廃案となります。

全ての決議案への投票が終わったら、会期の延期[Adjournment of the Session]の動議が提案され、会議が終了します。

投票の形式

投票には、プラカードを挙げる投票(無記録投票)と点呼による投票[Roll-Call Vote]と全会一致による投票[Consensus Voting]があります。

点呼による投票を提案する大使がいた場合、異なる投票方法を提案する大使がいたとしても、点呼による投票が採用されます。また、投票方式に関する動議があがらなかった場合は、自動的にプラカードを挙げる投票となります。

点呼による投票を提案する際は、議長が投票に関する動議を募集する際に、点呼投票の提案動議を挙げます。

点呼投票を提案する動議は以下のように挙げます。“[Country Name] would like to request a roll-call vote on the draft resolution / amendment X.”

点呼による投票においては、議長がアルファベット順に各国の名前を呼び、各大使が”Yes.(賛成)”, “No.(反対)”, “Abstention.(棄権)”, “Pass.(パス)”のいずれかを答える形で投票行動が進行します。パスは1回しか行うことができません。

プラカードを挙げる投票は、国名を記録せず、賛成・反対・棄権国数のみを記録する投票です。

全会一致による投票は、議長から議場に全会一致のあるかどうかの確認が取られ、それに反対がなければ全会一致とみなします。

文責：グローバルクラスルーム日本委員会